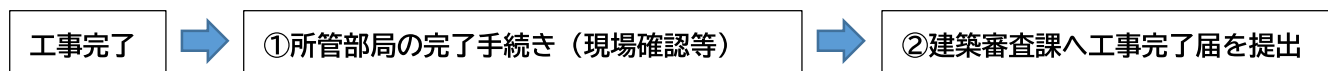


地域力を生かした大田区まちづくり条例第3章「建築物等に係る開発調整」

工事完了後の手続きについて(条例第25条関係)

1. 手続きの流れ



※各所管部局での現場確認等の完了手続き終了後、建築審査課建築指導担当に完了届を提出して下さい。

※計画に変更がある場合には、事前に届出が必要です。

2. 所管部局での完了手続き

事前協議を行った項目に応じて、完了手続きが必要です。現場確認の実施方法、必要書類等は各所管部局にお問い合わせください。

所管部局	協議項目	完了の手続きの実施方法等
道路課	公園	提供公園の場合、現場確認を実施する。
	広場等	現場確認は実施しない。
	公道等の拡幅整備	公道の拡幅部分について大田区と土地使用貸借契約等を締結する場合は現場確認を実施する。
	雨水流出抑制施設	完了報告書と工事写真を提出。（現場確認なし。）
環境政策課	再生可能エネルギー等	完了届、導入した設備の写真・現況図を提出。（現場確認なし。） ※計画時に「導入なし」の場合は完了の手続き不要。
消防署（各地域所管）	防火水槽等	現場確認を実施する。
清掃事務所（各地域所管）	廃棄物保管場所等	現場確認を実施する。
防災危機管理課	防災備蓄倉庫	完了写真を提出。（現場確認なし。）
地域力推進課	集会室	検査等について担当部局と打合せをして下さい。
子育て支援課	児童館	
保育サービス課	保育園	
施設整備課	公共・公益施設	

3. 建築審査課建築指導担当での完了手続き

開発事業の種別により以下の書類を提出してください。

※必要提出部数は1部です。控えに収受印の押印をご希望の場合は2部ご持参ください。

※協議の内容によっては、別に書類等の提出を求めることや、現場確認を実施することがあります。

（現場確認を実施する場合は、原則、協定締結時までに職員よりお知らせします。）

1) 集団住宅建設事業（共同住宅等）の場合

1 工事完了届（第34号様式）	全ての開発事業共通。
2 集団住宅管理計画書（第37号様式）	事前協議書提出時に「未定」とした項目について記入して提出。 （下の「3 管理規約・入居の手引き等」のどこに明記しているか記載）
3 管理規約・入居の手引き等	集団住宅管理計画書の「5 紛争予防策」の項目が確認できる管理規約等を提出。（管理規約等に記載のない項目については任意の書式にて作成のうえ提出、 <u>記載内容については次ページ参照</u> ）
4 管理日数・管理時間の確認	協定書記載の管理日数・管理時間が確認できる資料（管理規約、管理委託契約書又は緊急連絡先表示板の写真等）を提出

2) 一定規模建設事業・住宅宅地開発事業の場合

工事完了届（第34号様式）のみを提出して下さい。

4. 集団住宅管理計画書（第37号様式）

集団住宅建設事業（共同住宅等）の場合に提出する「集団住宅管理計画書」を作成する際、以下を参考にしてください。

1) 「5 紛争予防対策」について

以下の内容について、管理規約や入居案内若しくは任意書式に記載するなど、入居者に伝わるように対応し、完了届にそれら書面の写しを綴って提出してください。また、記載箇所が分かるように印を付けてください。書面への記載が困難な場合は、区担当者に事前に相談をしてください。

- ・ごみ出しの管理：廃棄物の排出等に関すること。
- ・自動車の管理：入居者、来訪者共に周辺道路への自動車の路上駐車及び放置の禁止に関すること。
- ・自転車等の管理：入居者、来訪者共に周辺道路への自動二輪及び自転車の路上駐車及び放置の禁止に関すること。
- ・近隣に対する迷惑行為の禁止：近隣住民への迷惑行為等の禁止に関すること。
- ・近隣問題発生時の対応策：近隣問題が発生した際の対応に関すること。
また問題発生時に管理者に連絡する旨。
- ・住民登録に関する指導：大田区への住民登録の手続きに関すること。

※近隣住民：敷地内及び建物内にお住まいの方々のみではなく、周辺敷地にお住まいの方々を含みます。

近隣問題：敷地内及び建物内にお住まいの方同士の間で発生した問題のみではなく、周辺敷地にお住まいの方との間で発生した問題を含みます。

2) 「6 管理人連絡先等表示板掲示場所」について

主要な出入口付近の見やすい場所に以下の事項を記載した掲示板を掲示してください。掲示場所は入居者以外の方（近隣住民等）でも容易に目にすることができる場所としてください。

掲示物の寸法はA4サイズ以上を目安としてください。

- ・管理人の名称又は氏名（法人名、個人名どちらでも構いません）
- ・管理人の巡回又は駐在する日数及び時間（例：ごみの収集日を含む週5日、一日当たり4時間）
- ・管理人が不在の場合の連絡先

（届出に必要な様式はHPからダウンロードしてください）

大田区トップページ→生活情報→住まい・まちなみ・環境→まちづくり→地域力を生かした大田区まちづくり条例→宅地開発や共同住宅等の開発事業をご計画の方へ

（お問い合わせ）

大田区 まちづくり推進部 建築審査課 建築指導担当 [TEL:03\(5744\)1334](tel:03(5744)1334)

完了届のご提出やご相談の際は前日までにご連絡の上、予約を取ってからご来庁ください。